

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年3月末現在)	参考データ
<b>1-11 政管健保公法人の設立を見据えた保険者機能の強化</b>					
42	①政府管掌健康保険におけるレセプト点検の効果的な改善手法の検討	17年度～	着手済	<p>○平成17年度は、レセプトの電子化や民間委託による点検の効率化、点検担当職員の資質向上等について、複数の健保組合からのヒアリングを含め、検討を実施。</p> <p>○今後、政管健保の公法人化に向けて、傷病名入力などのレセプトの電子化の一層の推進による点検業務の効率化、レセプト点検担当職員の実績評価の導入等、新たな点検体制の在り方について、更に具体的な検討を進めることとしている。</p>	
43	②健診受診者の拡大等の保健事業の充実	17年度～	着手済	<p>○健診受診者の利便性の向上を図るため、健診実施機関の増大を図り、平成17年度以降において、全国で新たに290医療機関を健診機関として指定。</p> <p>○また、一般健診対象者についても、平成18年度は約42万人増を見込んでいる。</p>	1. 820健診機関 (平成18年4月1日現在)
44	③被保険者への情報提供の充実	17年度～	着手済	<p>○平成17年9月、定期的な被扶養者認定状況の確認(いわゆる検認)時に、適用事業所を經由して全被保険者に対し、政管健保の事業内容を紹介するリーフレットを送付したところであり、引き続き、毎年1回、全被保険者に対し、同様のお知らせの送付を実施。</p>	
45	④地域の実情に応じた効果的な保健事業の推進	17年度～	着手済	<p>○各地方社会保険事務局において実施するウォーキング大会等の体育事業については、保険者協議会を通じ、他の保険者との共催により実施するなど、地域の実情に応じた保健事業を実施することとしている。</p>	
46	⑤レセプトの電子データでの受け取り等の検討	17年度～	着手済	<p>○平成18年8月から審査支払機関から提供されるレセプトの画像の受入れを開始予定。また、平成20年度から段階的にレセプトのオンライン請求が義務化されることから、公法人化に向けて、保険者にもオンラインによりレセプトが送付されることを踏まえたレセプト情報管理システムを構築することとしている。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年3月末現在)	参考データ
<b>1-12 企業における社会保険事務の支援</b>					
47	①社会保険委員に対するリアルタイムな情報提供	18年度～	—	○現在、平成18年度からの実施に向けて、情報提供・情報交換の具体的な方法等について検討中。	
48	②本社における社会保険の適用手続の周知	17年度～	着手済	○本社で人事等を管理している職員については、当該職員が地方の支店等に異動した場合であっても、引き続き、本社において社会保険の適用手続を行えることを周知するため、平成18年3月、地方社会保険事務局に対する通知を発出するとともに、社会保険庁ホームページ等においても周知を実施。	

項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年3月末現在)	参考データ
----	------	----	------------------	-------

## II. 年金制度の周知徹底 ～保険料を納得して納めていただくための取組を推進～

### 2-1 創意工夫を凝らした年金広報・教育の実施

49	①各種情報提供の効果的・効率的な実施	16年度～	着手済	<p>○平成16年度から、年金週間(11月)及び年度末(2月)に実施している集中広報(新聞等の複数の媒体を活用して行う広報)において、効果測定(①メディア接触率、②政策・事業等の周知率、③理解率、④共感率といった広報の効果把握)を実施している。</p> <p>○集中広報の実施に当たっては、より効果的・効率的な広報を実施するために、今までの効果測定の結果を踏まえて計画を立案している。</p>	
50	②中・高校生を対象とした年金教育の拡充	随時	着手済	<p>○各学校が協力しやすい環境作りのために、年金セミナーで使用する年金教育副読本(平成17年度版)の作成に当たっては、年金セミナーを行う年金広報専門員の意見を取り込んだものとした。また、1時限のカリキュラムを割くことができない学校に対して、年金教育副読本の概要をまとめたチラシを作成して、短時間の年金セミナー開催の要請等を実施した。</p>	<p>(平成16年度セミナー実施率) 21.9% ↓ (平成18年度目標) 25%以上</p>
51	③職員が、年金制度の意義・役割を十分に説明できるよう、職員教育を徹底	17年度～	着手済	<p>○平成17年10月から、一般職員研修(採用後3年目の職員全員を対象)において、年金制度の意義・役割についての理解を十分に深めるための研修カリキュラムを設定したところであり、平成18年度からは、新規採用者研修においても同様のカリキュラムを設定した。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年3月末現在)	参考データ
52	④「総合カタログ」及び「目的別パンフレット」の作成及び配布	17年度～	着手済	<p>○平成17年11月に、「総合カタログ」(国民年金の実力、安心、メリットなどの訴求ポイントをわかりやすく解説)と、「目的別パンフ」(被保険者の個々の関心事項に対して解説)のパイロット版を作成して、各社会保険事務所へ配布。</p> <p>○平成18年1月に、先に配布したパイロット版に対するお客さま等からの意見を各社会保険事務局を通じて意見集約を行い、それを反映させた平成17年版の「総合カタログ」等を各社会保険事務局へ配布。更に平成18年度版を配布し、窓口での制度説明や国民年金推進員の戸別訪問の際に活用している。</p>	
53	⑤年金制度をわかりやすく説明するネット番組の配信及びキッズページの作成	18年度～	—	<p>○「年金ネット番組」(社会保険庁ホームページにおいて、年金制度をわかりやすく解説した動画を配信)については、平成18年4月から配信。なお、「キッズページ」の作成については、「年金ネット番組」の作成後に検討を開始することとしている。</p>	
54	⑥「年金被保険者のしおり」の作成及び配布	19年度～	—	<p>○平成19年度から年金手帳発送時に同封することを検討しており、平成17年度版の「総合カタログ」、「目的別パンフ」に対する意見を踏まえつつ作成する予定。</p>	
55	⑦地方社会保険事務局主催の公開講座の実施	17年度～	着手済	<p>○年金制度の意義・役割とともに公的年金のメリット等に関し周知・啓発するための地方社会保険事務局主催の公開講座について、実施体制が整った山口、埼玉及び熊本の各事務局において平成18年2月に実施した。</p> <p>○平成18年度からは原則として全ての事務局で実施することとしている。</p>	<p>社会保険大学校においても、国民の年金教育の推進を図るため、公開講座を実施 (平成17年2月19日及び平成18年3月4日に実施)</p>
56	⑧大学生向けの年金セミナーの開催	17年度～	着手済	<p>○大学生に対する公的年金制度への参加意識の醸成を図るため、平成18年1月に宮城社会保険事務局においてモデル実施を行った。その結果を踏まえながら、18年度以降において全国展開を図ることとしている。</p>	<p>(平成17年度実施) 宮城(1月実施)</p>

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年3月末現在)	参考データ
<b>2-2 年金受給権等の確保のための取組の推進</b>					
57	①国民年金の資格喪失後、厚生年金への加入の届出がない者に対する通知	18年度～	着手済	○企業に就職したとして第1号被保険者の資格喪失の届出があった方について、一定期間(6ヶ月程度)を経過してもなお、企業から第2号被保険者の届出がない場合、正確な届出が行われているか否かについて確認を促す通知を行う仕組みを構築する。平成17年度においては、対象者を抽出するためのシステム開発を行ったところであり、18年度からの実施に向け、準備を進めている。	
58	②ハローワークとの連携による失業者への種別変更の手続や免除制度の周知徹底	16年10月～	着手済	○企業からの離職により厚生年金の被保険者資格を喪失した場合に必要な国民年金の種別変更手続の周知徹底を図るため、平成16年10月から、ハローワークの協力を得て、雇用保険受給者に対する説明会等において、国民年金の種別変更手続に関するお知らせ、種別変更届及び免除申請書等の配布を開始するとともに、社会保険事務所の職員が直接出向いて、国民年金の手続について説明を行っている。18年度においては、初回説明会において種別変更届等を受理するなどの連携強化を図ることとし、関係部局と調整中。	(17年8月実施状況) ・届出周知用チラシ等配布 540カ所 (17.3末ハローワーク数583カ所) ・説明会における手続周知 183カ所
59	③厚生年金脱退後、国民年金への加入がない者についての職権適用	17年8月～	着手済	○企業から離職した後、国民年金の届出がない方に対しては、平成17年8月より、届出勧奨後もなお届出を行わない場合、職権で適用を実施。	(17年12月末現在) 約8万件について職権適用
60	④満額受給の要件を満たしていない者に対する任意加入の勧奨	17年度～	着手済	○年金受給権を有するが、満額受給の要件を満たしていない方を対象として、58歳到達時の「年金加入記録のお知らせ」の際、任意加入に伴う保険料納付額及び受給年金の増加額を示すことにより任意加入を勧奨するものとして、実施時期を含め調整を進めている。	
61	⑤追納勧奨対象者の拡大	17年8月～	着手済	○平成17年8月より、学生納付特例、若年者納付猶予の適用を受けた方を新たに追納勧奨の対象者とした。	
62	⑥追納勧奨状の送付時期等の見直し	17年8月～	着手済	○併せて、追納勧奨状の送付時期についても見直しを行い、追納期限の直前となる保険料免除期間から9年目の勧奨状の送付に加え、追納加算額の上乗せが始まる前の保険料免除期間から2年目の方で、2号被保険者又は3号被保険者に移行した方を新たに対象として実施。	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年3月末現在)	参考データ
<b>Ⅲ. 保険料収納率の向上 ～「国民年金保険料収納率80%」を目指した取組を推進～</b>					
<b>3-1 「新たな保険料徴収モデル」の展開</b>					
63	①未納者の属性に応じた効率的な対策の推進	17年8月～	着手済	<p>○従来の収納対策に加え、所得情報を活用し未納者を所得階層に分類するなど、未納者の属性に応じた以下のような対策を実施。</p> <p>①免除対象者への免除勧奨を実施するとともに、免除申請手続を簡素化</p> <p>②一定所得以上層への強制徴収を実施するとともに、強制徴収の拡大及び徴収体制を強化</p> <p>③中間層への督励事蹟に基づく接触率などの質を重視した納付督励を実施</p>	<p>(免除勧奨の実施) 全額免除割合 25.5% (対前年同期比 +4.5%) ※平成18年3月末現在</p> <p>(強制徴収の実施) ・16年度目標 3万件 (実績 31,497件) ・17年度目標 10万件 (実績 171,783件) ※平成18年3月末現在速報値</p>
64	②首都圏における新規未納者への対策の先行実施	17年10月～	着手済	<p>○平成17年8月より、首都圏において大量発生する新規未納者の属性に応じて、納付督励に加え免除勧奨等の対策を、目黒(東京)及び横浜中社会保険事務所(神奈川)においてモデル実施。</p> <p>①20歳到達者への学生納付特例・若年者納付猶予等勧奨文書及び申請書を送付(未納解消率 約27%)</p> <p>②2号及び3号からの移行者への申請免除の特例承認勧奨文書及び申請書等を送付(未納解消率 約46%)</p> <p>③完納からの移行者への口座振替加入勧奨文書及び加入申出書等を送付(未納解消率 約72%)</p>	<p>※未納解消率 勧奨状を送付したことにより、未納が解消された割合</p>
<b>3-2 年度別行動計画の策定</b>					
65	①年度別行動計画の策定	16年10月～	着手済	<p>○平成16年10月、各社会保険事務所において、平成19年度までの年度別目標納付率(平成19年度目標収納率80%)及び平成16年度中の具体的な納付督励業務の行動目標を掲げた行動計画を策定。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年3月末現在)	参考データ
66	②行動計画の達成状況の検証及び次年度の行動計画の策定	17年度～	着手済	<p>○平成18年度の行動計画を各社会保険事務所にて策定中。</p> <p>○策定に当たっては、①過年度保険料も含めた16年度分最終納付率目標を新たに設定、②行動計画を3期構成とし、8月及び12月に見直しを行うとともに、各社会保険事務所が各期の必達納付率を新たに設定すること、等について見直しを行った。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年3月末現在)	参考データ
<b>3-3 強制徴収の拡大及び徴収体制の強化</b>					
67	①特別国民年金推進員の活用	16年4月～	着手済	○特別国民年金推進員(社会保険事務所職員及び国民年金推進員が対応し切れない地域の未納者に対し、戸別訪問による直接的な納付督促を行う非常勤職員)について、平成16年度から配置し、収納対策の強化を図った。平成17年度以後は、国民年金推進員が大幅に増員されたことに伴い、特別国民年金推進員の配置数を見直しており、平成18年度では、249名の配置を予定している。	(特別国民年金推進員) 平成16年度 621人 平成17年度 438人 平成18年度 249人  (参考:国民年金推進員) 平成14年度 1,858人 平成15年度 1,948人 平成16年度 2,566人 平成17年度 3,108人 平成18年度 3,334人
68	②所得情報の電子媒体による取得及び要員の増強による、強制徴収の規模の段階的な拡充	17年度～	着手済	○平成17年度より、市町村からの所得情報を電子媒体により提供を受ける体制を整備するとともに、強制徴収のための要員の増強を図り、強制徴収の規模を段階的に拡充することとしている。平成17年度については、10万件的の予定件数に対し18年3月現在で17万件的の最終催告状を送付したところであり、そのうち2,728件の差押えを執行している。また、18年度については、対象者を35万件的に拡大することを予定している。	(強制徴収の実施件数) 平成15年度:1万件 平成16年度:3万件 平成17年度:17万件 平成18年度:35万件 (予定)
69	③国民年金推進員の成果主義的な給与体系の導入	17年10月～	着手済	○平成17年10月から、国民年金推進員の活動意欲を喚起し、国民年金保険料の収納実績の向上を図るため、全員一律の給与体系を改め、成果に応じて支給される新給与体系を導入。	○月額給与 (平成14年4月～) 全員一律の給与体系 月額 155,000円 ↓ (平成17年10月～) 成果に応じた給与体系 月額 A 176,000円(上位10%以内) B 168,000円(上位25%以内) C 160,000円(上位45%以内) D 152,000円(上位75%以内) E 144,000円(上記以外)  ○賞与 (平成14年4月～) ・期末給与 1.6月分 ・勤勉給与 0.3月分(職員数の1割) 0.15月分(職員数の2割) ↓ (平成17年12月～) ・期末給与 1.0月分 ・勤勉給与 0.8月分(職員数の2割) 0.4月分(職員数の4割)
70	④国民年金推進員スーパーバイザーの登用	18年度～	—	○国民年金推進員全体の質の向上を図るため、成績優秀な推進員を他の推進員に対する指導・助言・管理等の役割を担うスーパーバイザーとして配置することについて、その具体的役割、配置人数、給与等の検討を行う。	(国民年金推進員の増員) 平成14年度:1,858人 ↓ 平成18年度:3,334人

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年3月末現在)	参考データ
<b>3-4 保険料を納めやすい環境整備の推進</b>					
71	①コンビニ、インターネットバンキング等による保険料納付	コンビニ納付: 16年2月～ インターネットバンキング: 16年4月～	着手済	○平成16年2月、被保険者の利便性の向上を図る観点から、コンビニエンスストアでの保険料納付を開始。  ○平成16年4月、マルチペイメント(電子納付)による保険料納付を開始し、インターネット、携帯電話及びATMを活用した納付を可能にした。	・コンビニエンスストアでの納付状況 利用件数 約529万件 納付月数 約850万月 (平成17年4月～18年2月までの累計) ※16年度実績 347万件(593万月)の利用  ・マルチペイメントによる納付状況 利用件数 約12万6千件 (平成17年4月～18年2月までの累計) ※16年度実績 7万件の利用
72	②若年者納付猶予制度の導入	17年4月～	着手済	○平成17年4月から、30歳未満の若年者について、同居する親の収入に関わりなく本人及び配偶者の所得要件のみで保険料の納付を猶予し、10年間は追納できる「若年者納付猶予制度」を導入。	(若年者納付猶予者) 約39万人(平成18年3月末現在)
73	③口座振替割引制度の拡充	17年4月～	着手済	○従来から行っていた前納割引制度(1年分又は半年分を前納する場合について一定の割引をする制度)に加えて、平成17年4月から、口座振替割引制度(月々の保険料について、口座振替を利用して通常よりも1ヶ月早く納付する場合に一定の割引をする制度)を導入。	(口座振替利用率) 37.0%(平成16年度末) ↓ 40.2%(平成18年3月末現在)
74	④多段階免除制度の導入	18年7月～	—	○平成18年7月から、現在の全額免除・半額免除に加え、所得に応じて、4分の3または4分の1免除の段階を追加した「多段階免除制度」を導入することとしている。	
75	⑤クレジットカードによる国民年金保険料の納付	18年度～	—	○国民年金保険料の納付方法として、口座振替、納付委託(金融機関、コンビニなどに納付書を持参)に加え、クレジットカードによる保険料の定期納付を可能とすることについて、平成18年3月に国会に提出した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」に盛り込んだところ。	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年3月末現在)	参考データ
76	⑥年度途中からの前納を可能とする口座振替制度の拡充	20年度～	—	<p>○平成20年度からの実施に向けて検討中であり、平成18年度中に各金融機関との事前調整を開始する予定。</p> <p>・口座振替による前納は、4月から翌3月までの1年分の保険料、年度前半または年度後半の6ヶ月分の保険料を納付することが認められているが、年度途中において、口座振替による前納の申し出があった場合において、年度途中から翌3月までの前納を可能とする。</p>	
77	⑦口座振替の自動再開	20年度～	—	<p>・口座振替により国民年金保険料を納付していた方が、第2号被保険者または第3号被保険者へ種別変更となり、再び第1号被保険者となった際に、自動的に口座振替を再開することとし、保険料納付手続の簡素化を図る。</p>	
78	⑧口座振替の利用勧奨の徹底	18年2月～	着手済	<p>○平成18年2月に、各社会保険事務所でのキャンペーン展開と併せて、社会保険庁ホームページ、年度末の集中広報(新聞)等での広報等を実施。</p> <p>・翌年度の保険料額・保険料の割引額の確定時期(2月)に合わせて、口座振替での前納の有利性を周知し、口座振替の利用勧奨を徹底する。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年3月末現在)	参考データ
<b>3-5 民間委託の推進</b>					
79	①国年保険料収納事業の市場化テストモデル事業の実施	17年10月～	着手済	<p>○国民年金保険料収納業務のうち、強制徴収及び免除勧奨を除く業務について、包括的に市場化テストのモデル事業として実施することとし、平成17年10月より、全国5カ所の社会保険事務所において、市場化テストのモデル事業を実施。</p> <p>○18年度は、モデル事業の実施箇所数を新たに30カ所加え、35カ所に拡大。新たな30カ所については、18年7月から業務を開始する予定。</p>	<p>(市場化テストモデル事業実施箇所数)</p> <p>平成17年10月～:5カ所 ↓ 平成18年度:35カ所</p>
80	②市場化テストモデル事業の全国展開に向けた段階的な拡充	18年度～	—	<p>○モデル事業終了後、今国会に提出された「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案」に基づく国民年金保険料収納事業として実施【平成19年度～】。</p>	
81	③電話納付督促委託契約への成功報酬等の導入	18年度～	—	<p>○平成17年度から、電話納付督促業務の委託契約において、未納者との接触率等についての数値目標や、それを達成できなかった場合には、具体的な改善方策の報告義務を委託要領に盛り込むなど、委託業者の目標達成に向けた努力を促す仕組みを導入。</p> <p>○平成18年度においては、電話納付督促業務の委託契約において、数値目標の達成を促すため、成功報酬を導入。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年3月末現在)	参考データ
<b>3-6 免除申請手続の簡素化</b>					
82	①全額免除対象者等の免除申請手続の簡素化	18年7月～	—	○平成18年7月から、全額免除・若年者納付猶予を受けている被保険者について、あらかじめ申請しておくことにより、承認を受けた翌年度以降も、所得要件を満たす場合には、毎年度、申請書を提出しなくても免除の承認を受けられる仕組みを導入。	
83	②法定免除該当者の免除手続の省略	18年度～	—	○障害年金の受給者、生活保護に基づく生活扶助を受ける方など、国民年金保険料納付の法定免除の適用を受ける方は、免除に係る届出が必要とされている。 ○法定免除該当者に対し、社会保険事務所が職権による法定免除手続を行えるよう、福祉事務所等に対し、生活保護受給者等に関する情報の提供を求めることを可能とすることについて、平成18年3月に国会に提出した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」に盛り込んだところ。	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年3月末現在)	参考データ
<b>3-7 市町村・各種団体との連携・強力</b>					
84	①国民健康保険の保険者である市町村との連携	18年度～	—	○国民健康保険の保険者である市町村との間で、国年と国保の被保険者資格情報を相互に提供し、加入勧奨における連携を可能とすることにより、適用の適正化を図ることとする。	
85	②市町村が他の公金と併せて国民年金保険料の収納等を実施することを可能とする方策の検討	19年4月～	—	○さらに、国民年金保険料の未納を理由とする国民健康保険短期被保険者証の交付対象となった者が、市町村の窓口で国民年金保険料を納付することができるよう、申出のあった当該市町村を納付受託機関とすることについて、平成18年3月に国会に提出した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」に盛り込んだところ。	
86	③商工会を納付受託者に指定し、受託商工会での窓口収納等を実施	17年度～	着手済	○平成18年1月に国民年金法施行規則の改正(納付受託機関の追加)を行ったところであり、4ヶ所の商工会を3月31日付で納付受託機関に指定。	
87	④国民健康保険組合に対し、国民年金への加入促進等について協力を依頼	17年度～	着手済	○平成17年6月、建設連合国保に対して、国民年金への加入及び口座振替手続きの周知を要請したところである。 ○今後、他の国保組合に対しても、国民年金への加入促進に関する協力依頼を求めていく予定。	